

神戸市歴史公文書館展示設計・製作設置業務委託 実施要領

(公募型プロポーザル)

1 案件名称

神戸市歴史公文書館展示設計・製作設置業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、令和8年6月に開館を予定する神戸市歴史公文書館の整備に向けた展示設計・製作設置にかかる業務を受託者が行うものとする。このため、常設展示を設計し、令和6年3月より実施している(仮称)神戸市歴史公文書館新築他工事の完了後に、別館の旧岡方倶楽部に常設展示を製作・設置することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・神戸市歴史公文書館展示設計業務
- ・神戸市歴史公文書館展示製作設置業務
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模(契約上限金額)

金 82,830,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日

(5) 履行場所

兵庫県神戸市兵庫区本町2丁目3-46 神戸市歴史公文書館 他

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

※本業務は、2025年度神戸市一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがある。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前

に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること
- (7) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たすこと
- (8) 平成 27 年度から令和 6 年度の間に展示設計業務の元請としての実績があること

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 3 月 24 日（月曜） |
| (2) 質問受付締切 | 令和 7 年 4 月 1 日（火曜） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 7 年 4 月 7 日（月曜） |
| (4) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 7 年 4 月 9 日（水曜）17 時まで |
| (5) 参加資格決定通知 | 令和 7 年 4 月 11 日（金曜） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 5 月 8 日（木曜）17 時まで |
| (7) 選定結果通知 | 令和 7 年 5 月 15 日（木曜） |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和 7 年 5 月 下旬（予定） |
| (9) 事業完了 | 令和 8 年 3 月 31 日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
 - ア 受付期間 令和 7 年 3 月 24 日から令和 7 年 4 月 9 日 17 時まで
 - イ 提出書類 以下に掲げる書類を各 1 部
 - ①参加申込書（様式第 1 号）
 - ②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）
 - ③事業経歴書及び業務実績確認書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）
 - ※任意様式（決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可）
 - ※類似業務の実績を証する契約書の写し等を添付すること
 - ④法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近 1 年分）
 - ※未納がないことが証明できる納税証明書によること。
 - ※提出日時点で発行日より 3 か月以内のもの。
 - ⑤神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 3 号）
 - ウ 提出方法 電子メールによるデータの提出又は、持参もしくは郵送・

宅配による紙資料の提出とする。

※電子メールの場合は、件名を「神戸市歴史公文書館展示設計・製作設置業務への参加申請」とし、「8（2）提出先、問い合わせ先」宛に送付すること。
また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時までの間に上記（1）アに規定の期日までに必着とする。

※郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により令和7年4月9日（水曜）17時までに「8（2）提出先、問い合わせ先」に必着とする。

エ 参加資格決定通知 令和7年4月1日にEメールにより通知する。

※参加を決定した者に対し、提供資料の別紙4「その他展示什器の選定」を別途配布する。

（2）質問の受付

- ア 受付期間 令和7年3月24日から令和7年4月1日17時まで
イ 提出方法 質問票（様式第4号）に質問事項を記入し、神戸市文書館までEメールにより提出すること。
ウ 回答 参加者全者に対して、令和7年4月7日にEメールにより回答する。

（3）企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和7年4月11日から令和7年5月8日17時まで
イ 提出書類 ※任意様式、A4で10枚以内とする。

次に掲げる事項をすべて記載すること。

- ①業務全体に関する実施方針
- ②本業務の実施方法、手法
- ③展示室の展示計画案（展示ケース等の仕様も含めること）
- ④本業務の実施体制
- ⑤本業務担当者の経歴及び類似業務実績
- ⑥提案見積と積算根拠

エ 提出方法 電子メールによるデータ（PDF形式）の提出とする。

※電子メールの場合は、件名を「神戸市歴史公文書館展示設計・製作設置業務への応募申請」とし、「8（2）提出先、問い合わせ先」宛に送付すること。
また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

7 選定に関する事項

（1）評価基準（別表1）

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度【15点】
イ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【15点】
ウ 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性【30点】
エ 価格点【10点】
オ 業務実施体制と工程の計画性、妥当性【10点】
カ 類似業務実績の豊富さ【10点】
キ 地元企業に対する加点【10点】

（2）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸市歴史公文書館展示設計・製作設置業務事業選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、企画提案のうち「展示手法、情報化」の得点が高い方とする。「展示手法、情報化」も同点の場合は、「価

格点」の点数が高い業者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21

神戸市行財政局総務課文書館

電話番号：078-232-3437（直通）

電子メール：archives@city.kobe.lg.jp

別表 1 選考項目

選考項目		配点	
企画提案	業務に関する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・理念に対する理解度 ・展示資料に対する理解度 ・公文書館をとりまく時代状況に対する理解度 	/15
	全体の配置・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室レイアウト、ゾーニング ・バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮等 ・外部との連携 	/15
	展示手法、情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年齢層への対応 ・障がい者、外国人への対応 	/10
		<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的で楽しい、独創的な展示 ・所蔵資料の活用 ・柔軟な配置展開に対応した展示 ・更新性のある、最新情報に対応した展示 	/20
	価格点	<ul style="list-style-type: none"> ・最低見積額を 10 点とする。 その他の見積額は 10 点×(最低見積額/見積額)とする。 ※小数点第 1 位を四捨五入する。 	/10
小 計 (①)		/70	
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制 ・業務計画 	/10	
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務実績 ・業務担当者等の経歴 	/10	
地元企業に対する加点	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署の所在地 <p> 地元企業（本社を市内に有する者） 10 点 準地元企業（本社が市内になく、営業中の支店・営業所が 市内にある企業） 5 点 その他 0 点 </p>	/10	
小 計 (②)		/30	
合 計 (①+②)		/100	